

第1章

中国

| | |
|--|----|
| 透明性、統一的行政、司法審査 | 5 |
| (1) 透明性..... | 5 |
| (2) 統一的行政..... | 6 |
| (3) 司法審査..... | 7 |
| 輸出制限措置 | 7 |
| (1) 輸出税を賦課する措置..... | 7 |
| (2) 原材料に対する輸出制限措置..... | 7 |
| (3) 輸出管理法案..... | 8 |
| 貿易権（貿易に関する許可制度） | 8 |
| 関税 | 9 |
| (1) 関税構造..... | 9 |
| (2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反..... | 9 |
| アンチ・ダンピング（AD）措置 | 9 |
| (1) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置..... | 10 |
| (2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）に対する AD 措置..... | 10 |
| (3) 日本製オルトジクロロベンゼンに対する AD 措置..... | 11 |
| 補助金 | 11 |
| アルミ補助金..... | 11 |
| セーフガード | 12 |
| セーフガード措置条例..... | 12 |
| 貿易関連投資措置 | 12 |
| 基準・認証制度 | 16 |
| (1) 中国情報セキュリティ規制..... | 16 |
| (2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制..... | 17 |
| (3) 中国サイバーセキュリティ法..... | 18 |
| (4) 電子情報製品汚染予防管理弁法..... | 19 |
| (5) 化粧品新原料規制..... | 19 |
| (6) 化粧品ラベル規制..... | 20 |
| (7) 化学物質規制..... | 21 |
| サービス貿易 | 21 |
| (1) 流通..... | 21 |
| (2) 建設、建築・エンジニアリング..... | 22 |
| (3) 電気通信..... | 22 |
| (4) 金融..... | 23 |

| | |
|-------------------------|-----------|
| (5) 中国サイバーセキュリティ法 | 26 |
| 知的財産 | 27 |
| (1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題 | 28 |
| (2) 冒認出願問題 | 28 |
| (3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制 | 30 |
| 政府調達 | 32 |

透明性、統一の行政、司法審査

[加盟に伴う約束]

中国は、措置の内容の合理性、客観性、公平性の確保を規定した GATT 第 10 条及び GATS 第 6 条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、①WTO 協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においても WTO 上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS 又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

[実施状況・問題点]

(1) 透明性

<実施状況>

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世貿組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。

立法面では、2008 年 5 月に『政府情報公開条例（国務院）』が実施され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆に周知しやすい形で公開すべきと規定しており、一部の中央

官庁や地方政府（省、市）が予算情報を公開するようになった。同条例については、2013 年以来、中国政法大学法治政府研究院等の主催で「政府公開条例改訂研究会」が実施され、これまでに改定の議論が継続的に行われており、国務院でも改正作業が進んでいる。現在のところ、条例改定や新たな法規は制定されていないが、2016 年 4 月に発表された「国務院 2016 年立法工作计划」では、「政府情報公開条例」は全面的改革深化に急務な項目に入れられており、今後改正作業が急ピッチに進む可能性もある。

また、2016 年 2 月 17 日、中共中央弁公庁と国務院弁公庁は「政務公開工作の全面推進に関する意見」を公布し、同年 11 月 10 日には、「国務院弁公庁の『政務公開工作の全面推進に関する意見』実施細則の通知」が公布されている。この中では、主に決定、施行、管理、サービス、結果公開（総称「五公開」）を進めるための、実施細則を定めている。具体的な内容としては、①「五公開」の推進強化、②政策解説の強化、③積極的に関心事項に対応する、④プラットフォーム構築の強化、⑤公衆参与の拡大、⑥組織指導の強化、などが定められている。

さらに、2016 年 7 月 30 日付けで、国務院弁公庁は「国務院弁公庁の政務公開工作におけるより良い政務世論対応に関する通知」を公布した。この背景には、2016 年 2 月 17 日に李克強総理が「現代政府は、タイムリーに人民の期待と関心に応えるべきである」との発言をしたこと、またインターネットや新たなメディアの成長に伴い、世論に関する事件が多発しており、政務公開と政務の世論対応を強化すべきとの考えがある。重点対応内容は政策措置に対する誤った理解解釈、公衆利益に直結し影響が比較的大きいもの、民生領域に関連し社会道徳にはなはだしく抵触するもの、突発事件処置と自然災害対応に関するもの、上級政府が下級政府に主体的な対応を求める政務世論などとされている。この他に、対応責任部署の明確化と、特別重大もしくは重大突発事件に対しては遅くとも 24 時間以内に会見を開き、その他は 48 時間以内に回答することと期限を明確にしている。

司法レベルでも、2009 年 12 月に、最高人民法院が『司法公開に関する六規定』と『ニュースメディア世論の人民法院監督に関する若干規定』を公布し、各レベルの法院に対して立件、裁判、執行、公聴、記録、審理事務を公開すること、並びにメディアに

よる世論監督を積極的に受け入れることを要請した。

また、2017 年 2 月 28 日、最高人民法院は「中国法院の司法改革」（2013-2016）及び「中国法院の司法公開（2013-2016）（白書）を発表し、2017 年 12 月 15 日には、國務院新聞弁公室が「中国司法領域人権保障の新進展」（白書）を発表した。これらの中で、最高人民法院の司法公開四大プラットフォームの状況が、以下のようにまとめられている。

判決フロー公開については、2014 年 11 月 13 日に「中国審判フロー情報公開ネット」が開通している。2017 年 10 月 16 日までに、案件情報 83.3 万項目が公開されており、アクセス総数は延べ 253 万回となっている。

法廷審議公開については、2017 年 11 月 3 日までに、各級法院が「中国法廷審議公開ネット」で中継した法廷審議は 40.4 万件であり、視聴者数は延べ 30.1 億人となっている。全国合計 3187 ヶ所の法院のうちすでに 90.43%が「中国法廷新規公開ネット」に接続されている。

裁判文書公開については、2013 年 7 月 1 日に「中国裁判文書ネット」が開通している。2017 年 11 月 3 日までに公開されている裁判文書は 3634 万件である。またアクセス数は延べ 114 億人となっており、世界 210 の国・地域からのアクセスがある。

執行情報公開については、2014 年 11 月 1 日に「中国施行情報公開ネット」が完成している。このプラットフォーム上で公開された被執行人数は延べ 861 万人で、被執行情報は、2017 年 9 月 30 日時点で 4,509 万件である。

「人民検察院案件情報公開ネット」は 2014 年 10 月に正式開通しており、2017 年 11 月 1 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議での報告では、案件プロセス情報 603 万件強、重要案件情報 30 万件強、法律文書 224 万件強を公開しており、弁護・代理人による予約申請受付は延べ 13 万人強となっている。

＜国際ルール上の問題点＞

上記の政府情報公開条例実施後には、最近ではそれなりの進展があるものの、実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方

都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないとも言える。また、パブリックコメントが実施されていたとしても、その期間が短かったり、周知が徹底していなかったりする例が見受けられる。これらが WTO 協定の所管事項に関わるものである場合は、措置の客観性・公平性の確保を規定した GATT 第 10 条又は GATS 第 6 条、また、透明性確保を規定した加盟議定書第 2 条および日中韓投資協定 10 条（透明性）に違反する可能性がある。

（2）統一的行政

＜実施状況＞

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善され、また、中央政府と一部の地方政府が行政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管理制度は省レベル以下では撤廃され、中央政府が食品薬品監管において地方政府の責任を強化したいと表明するなどの動きも見られる。また、中央政府内でも未だに統一的な行政が行われていない例も見られる。

＜国際ルール上の問題点＞

上記のように中央政府と地方政府との間で不統一な解釈・運用がみられるが、これは中央政府・地方政府間での法令・措置の統一的な適用・運用を規定した加盟議定書第 2 条(A)第 2 項に違反する可能性がある。

(3) 司法審査

<実施状況>

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が設置された。また、2007年には行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法実施条例」が公布・施行され、2008年には最高人民法院より行政訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の『行政訴訟法』（1990年）を実施する中で、地方法院が各種理由で受理すべき行政案件を拒否する現象が多い。この問題に対処するために、2014年中華人民共和国主席令（第15号）で、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国行政訴訟法』改訂に関する決定」が中国第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で2014年11月1日に通過し、2015年5月1日から施行されている。これは、行政訴訟法が1990年10月1日施行されて以来初の改訂である。これまでの行政訴訟は、立件・審査・執行とも難しく、訴訟で解決すべき問題が往々として投書・陳情の方法で訴える「法より投書・陳情」という現象が見られていたが、これらの問題に対し今回の改訂では、訴訟ハードルの引き下げや受理範囲の拡大、受理妨害の排除、審査基準の厳格化、応訴職責の強化が盛り込まれている。中国の司法審査の改善につき、継続的な対応が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のように、裁判所が行政訴訟案件の受理を不当に拒否した場合には、行政機関の決定を司法機関に訴える機会を保障した加盟議定書第3条(D)第2項に違反する可能性がある。

輸出制限措置

(1) 輸出税を賦課する措置

2017年版不正貿易報告書 18頁-22頁参照

(2) 原材料に対する輸出制限措置

<措置の概要>

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。「2015年輸出許可証管理貨物目録」では、上記対象は591品目となっている。

このように、中国はWTO加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限を実施している。GATT20条(g)においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条(g)では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているところ、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出をすることが可能な業者や、数量を管理している。

<国際ルール上の問題点>

GATT第20条(g)では、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条(g)ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部

分があることから、GATT 第 11 条及び第 20 条 (g) との整合性につき疑義がある。

<最近の動き>

アンチモン、インジウム、クロム、コバルト、銅、グラファイト、鉛、マグネシア、滑石、タンタリウム及び錫に対する輸出規制措置（輸出税・輸出数量制限等）について、米国は、2016 年 10 月 13 日、パネル設置要請を行った (DS508)。

(3) 輸出管理法案

<措置の概要>

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2017 年 6 月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法（出口管制法）の法案を公表し、同年 7 月にパブコメを実施した。具体的な規制対象品目リストが公表されていない等、制度の内容はまだ不明瞭であるが、下記のとおり WTO 協定不整合性が疑われる条文も存在し、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与える恐れがある。

<国際ルール上の問題点>

安全保障例外 (GATT21 条) の解釈については先例がないものの、本法案に含まれる下記のような措置については、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、措置国が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認めている」という GATT 21 条の要件を満たさず、輸出入制限の禁止 (GATT 11 条) に抵触する可能性がある。

(a) 規制対象品目の過剰な拡張のおそれ

本法案は、規制対象品目リストや許可要件を定めるうえの考慮要素として、「国家の安全」以外に、「貿易や産業の競争力に対する影響」、「国際市場における供給」、「技術の発展」、「国家の工業的基盤に与える影響」、「市場における供給の状況」（16 条、18 条、22 条）等、安全保障目的に含まれるとは考えにくい要素も挙げている。また、起草説明において、立法の必要性として、「重要戦略稀少資源の保護」も挙げている。そのため、本法案の規

制対象品目として、稀少資源など、安全保障輸出管理の国際レジームに含まれない品目が含まれるおそれがある。

(b) 技術開示要求のおそれ

両用物資について輸出許可を得るための申請資料として、「契約書・協議書」、「輸出管理物資の技術説明書」、「輸出管理主管部門が要求するその他の文書」等が規定されている（法案 33 条）ところ、輸出許可審査（該非判断）時に、該非判断に必要な範囲を超えて技術開示を要求されるおそれがある。

(c) 報復措置（対等の原則）の規定

他国・他地域が中国に対して差別的な輸出規制を行う場合、中国が当該国家・地域に対して「相応の措置を講じる」旨の規定がおかれている（法案 9 条）。そのため、本条文に基づき、必ずしも安全保障を目的としない一方的な輸出規制措置が講じられるおそれがある。

<最近の動き>

日本産業界は、国際的ルールや慣行に即した透明性のある制度の実現を求めて、2017 年 7 月 (CISTEC) 及び 12 月 (CISTEC・日機輸等 6 団体連名、経団連等 2 団体賛同) が、中国に対して、意見書を提出している。また、2018 年 2 月には、日米欧の 13 の業界団体 (CISTEC、日機輸、経団連、全米製造業者協会等) が中国に対して共同意見書を提出した。

我が国は、2017 年 11 月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して、やはり国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っており、今後も、バイ及びマルチの場を用いて、問題解決に向けた議論を進めていく。

貿易権（貿易に関する許可制度）

2017 年版不公正貿易報告書 22 頁参照

関 税

(1) 関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の中国の非農産品における平均譲許税率は 9.1%だが、写真用フィルム（最高 47%）、オートバイ（最高 45%）、TV（30%）、大型モニター（30%）、プロジェクター（最高 30%）、自動車（25%）等、一部品目において、高い譲許税率が存在している。なお、中国の平均実行税率は 9.0%、譲許率は 100%である。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

中国が 2001 年の加盟に際して約束した ITA への参加については、2003 年 4 月の ITA 委員会において承認された。しかし、コンピュータと接続性のある複合機やプロジェクターについて ITA の対象品目として無税とすべきところ、関税を賦課しており、ITA 協定の履行に不透明さが残っている。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には対象品目の約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。中国については、2016 年 9 月から対象品目の

関税撤廃を開始した。例えば、中国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、テレビジョンカメラ（35%）、録音・再生機器（30%）、テレビ受信機器（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反

2017 年版不正貿易報告書 25-26 頁参照

アンチ・ダンピング（AD）措置

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置及び相殺措置に係る規則・手続を AD 協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している¹。

また、中国以外の WTO 加盟国が、中国産品について AD 措置に係る調査を行う際の価格比較（ダンピングマージンの計算）に関し、輸出価格を中国の国内価格と比較するのではなく第三国価格と比較することが認められている（中国加入議定書第 15 条）。背景として、中国には市場経済が浸透しておらず、適切な国内価格が存在しない、との考え方がある。この根拠となった中国加入議定書第 15 条の一部である第 15 条 (a) (ii) は、加盟後 15 年の 2016 年 12 月で失効した（同特例失効後の中国の取り扱いについては、国際的な論点になった（いわゆる「市場経済国問題」）。詳細については、本報告書第 II 部第 6 章掲載のコラム参照。）。

[個別措置]

中国は、1995 年以降、234 件の AD 調査を開始しているが²、中国による AD 調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は 43 件であり³、うち 35 件

¹ 中国加入議定書 (WT/L/432)

² https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf

³ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsRepMemVsExpCty.pdf

について AD 措置が発動されている⁴(いずれも 2016 年末現在)。現在、18 件の我が国産品に対する中国の AD 課税が継続している (2017 年 6 月末現在)。

中国の AD 調査及び AD 措置については、以下の事案に見られるように、損害及び因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定に整合的でない点が見られる。また、過去の中国による AD 措置についても、不適切なサンプリング調査や手続の透明性の欠如といった問題が指摘されている。中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置に係る規則・手続を AD 協定に整合させることを約束しており、今後も引き続き WTO 協定との整合性を注視し、必要に応じて改善を求めていく。

(1) 日本製塩化ビニリデン (PVDC ポリマー) に対する AD 措置

<措置の概要>

中国当局は、2016 年 4 月、中国国内企業からの申請を受けて、日本産塩化ビニリデンに対する AD 調査を開始した。中国当局は、2017 年 4 月、当該産品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

本件調査の最終決定においては、国内産品と被調査産品の価格自体の比較をしないまま値下げ幅を比較するだけで価格の押下げがあったと安易に認定しているといった問題がある。

また、損害調査期間において、被調査産品が絶対量又は相対量において減少しており、他方で国内産業のシェアは伸び続けていたにもかかわらず、被調査産品の輸入が国内産業に損害を及ぼしていると認定できることの合理的な理由も示されていない。

さらに、中国国内需要の伸びに比して国内生産者の生産能力が著しく増加し、被調査産品の市場占拠率が減少した一方で国内生産者の市場占拠率が上昇し続けた状況において、被調査産品の輸入がいかにして国内産業に影響を与えたのかについての十分な説明がないという問題も見受けられる。

<最近の動き>

日本政府は、2016 年 11 月に行われた公聴会に参加し、本件調査に国際ルール上の懸念があることを指摘するとともに、2017 年 4 月には WTO の AD 委員会において、同様の指摘を行い、中国政府に対し慎重な調査を行うことを求めた。また、仮決定後の 2017 年 2 月、政府意見書を提出して上記<国際ルール上の問題点>で述べたような問題点について指摘した。我が国としては、本件調査の最終決定が WTO 協定に整合して行われるよう中国政府に働きかけてきたところであるが、結果的に WTO 協定整合性に疑義のある最終決定が行われた。我が国は、今後も、中国が WTO 協定に整合的でない AD 措置を行うことのないよう引き続き注視していく。

(2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム (NBR) に対する AD 措置

<措置の概要>

2017 年 11 月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及び韓国からのアクリロニトリルブタジエンゴム (NBR) の輸入に対する AD 調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

日本製品、中国製品及び韓国製品を比較した場合、価格面での違いも見込まれること、中国国内の需要の伸びに比して中国企業が生産能力を過剰に拡大しているとうかがわれることなどから、中国国内産業の売上等の指標に悪化がみられるとしても、その原因が日本からの輸出を原因とするものかについては慎重な検討を要すると思われる。

<最近の動き>

我が国としては、本件調査が WTO 協定に整合して行われるよう、産業界と連携しつつ、引き続き注視していく。

⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExpCty.pdf

(3) 日本製オルトジクロロベンゼン に対する AD 措置

<措置の概要>

2018年1月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及びインドからのオルトジクロロベンゼンの輸入に対するAD調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

近年、日本から中国への輸出量は顕著に減少しており、日本製品が中国国内産業に影響を与えているとはいいがたい。また、また、調査対象製品の主な供給先である中国国内の化学工場は、国内環境規制の強化によって調査対象製品の需要を減らしており、それにもかかわらず、中国企業が生産能力を過剰に拡大しているとうかがわれ、中国国内産業の売上等の指標に悪化が見られるとしても、その原因が日本からの輸出を原因とするものかについては慎重な検討を要すると思われる。

<最近の動き>

我が国としては、本件調査がWTO協定に整合して行われるよう、産業界と連携しつつ、引き続き注視していく。

補助金

[加盟に伴う約束]

2017年版不公正貿易報告書 29頁参照

[補助金通報・問題点]

補助金協定においては、特定性を有する補助金をWTOへ隔年に通報することが義務付けられており、補助金委員会の場で、通報が行われた補助金に関する審査が行われている。しかしながら、2001年のWTO加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは2006年4月であり、また2016年7月に初めて、地方の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべき補助金が通報されないなどの問題がある。我が国は今後も米国と協調して、中国の中央政府・地方政府の

補助金について透明性を確保するよう求めていく。

WTO紛争解決手続においても中国の補助金は問題視されており、最近では、中国国内で製造された航空機については増徴税が免除されている一方、輸入された航空機には増徴税が課せられている税制措置がGATTの内国民待遇等に違反するとして、2015年12月に、米国が協議要請を行った(DS501)。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTOの補助金委員会や二国間協議の場を通じて中国側に求めていく。

アルミ補助金

<措置の概要>

中国では、中国政府による非鉄金属産業五カ年開発特別計画等の各種産業政策に基づき、アルミ産業への各種補助金が交付されており、鉄鋼における過剰生産能力問題と同様に、アルミについても、中国における生産能力の急拡大、過剰供給が問題となっている。

<国際ルール上の問題点>

中国政府による補助金が、アルミ地金等の過剰供給をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定5条等に違反する可能性がある。また、現行の補助金協定では捉えられない部分について、補助金委員会等で、問題解決のための議論を進めている。

<最近の動き>

2017年1月、米国は、中国に対し、アルミ地金産業への補助金(政策金融及び投入物(石炭・アルミナ・電気)の安値提供)をWTO補助金協定違反として、WTO上の二国間協議要請を行った。なお、米国国内でも、2017年6月、国際貿易委員会(ITC)が、米国アルミ産業の競争力に影響を与える要素に関する調査(下院歳入委員会の要請による)の結果を発表し、中国や中東諸国等の主要なアルミ生産国において、産業政策に基づく政府介入が一般化していることや、2011年-2015年において、地金の過剰供給等により世界的にアルミ製品の価格が低下し、米国・欧州の地金の生産能力は、それぞれ19%・11%縮

小したのに対して、中国及び中東諸国は、政府介入や技術投資の結果、生産能力を 40% 増加させていること等を認定している。また、2017 年 11 月、米国商務省は、中国産アルミ板材に対する AD/CVD 調査を、1991 年のカナダ産軟材に対する CVD 調査以来、26 年ぶりの職権調査として開始している。さらに、米国商務省は、2018 年 1 月、アルミに対する 232 条調査（第 2 章一方的措置(2)参照）においても、中国を始めとする外国政府の補助金等に起因する、アルミの世界的な過剰供給問題によって、米国のアルミ地金産業の生産能力に重大な悪影響が生じた旨を認定している。

我が国の取り組みとして、2017 年 5 月、G 7 タオルミーナ首脳コミュニケにおいても、G 7 は、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。また、我が国は、2017 年 6 月、経済産業省と中国商務省との次官級定期協議において、アルミ分野における過剰供給解消に向けた取り組みについて議論するなど、中国政府と問題解決のための議論を行っている。2016 年 10 月、2017 年 4 月の補助金委員会においても、米国、EU とともに、補助金と過剰供給問題に関する議論を提起している。今後、バイ、マルチの場を用い、問題解決に向けた議論を進めていく。

○輸出増殖税還付率変動

中国の輸出時の増殖税還付については、還付率の調整が頻繁になされており、特に金融危機を受けて、中国は増殖税の輸出還付率を引き上げる方向にあるが、未だに法令の公布と発効の時期は非常に短い。例えば、2014 年 12 月 31 日公布の「部分商品輸出税還付率に関する通知」（財税（2014）150 号）では、一部の高付加価値品、とうもろこし加工製品、紡績品服飾の輸出税還付の引き上げとボロン鋼の輸出税還付の取り消しは、翌日の 2015 年 1 月 1 日より施行、ウィッグ・エクステやその材料に対する輸出税還付引き下げは 2015 年 4 月 1 日より施行となっている。後者では輸出税還付引き下げこそ施行まで約 90 日の期間があるが、輸出税還付の引き上げと輸出税還付の取り消しは、公布の翌日発効であり、こうした状況では、企業は政策の変更に余裕を持って対応することはできない。また、2016 年 11 月 4

日公布の「機電、製品油等商品輸出税還付率に関する通知」（財税[2016]113 号）では、カメラ、ビデオカメラ、内燃発動機、ガソリン、航空燃料、ディーゼル油等、計 418 品目の輸出税還付率を 17% に引き上げるとしたが、施行日は公布日より前の 2016 年 11 月 1 日となっている。このように、この例では即日発効どころか事後公布となっており、いまだ余裕を持った対応が難しい状況である。

規制・措置の急激な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。我が国も過去の日中経済パートナーシップ協議において問題点を指摘したところであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

また、補助金協定上、間接税の払戻しは原則として補助金とはみなされないため、増殖税の還付自体は形式的には補助金協定に違反しない。しかし、上記のとおり頻繁に還付率を変更していることから事実上産業政策の一環として恣意的に間接税を操作しているとも考えられるため、仕向地主義（最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方）という同協定附属書の背景にある考え方と相容れず、実質的に輸出補助金であるとして補助金協定違反を問える可能性がある。

セーフガード

セーフガード措置条例

2017 年版不公正貿易報告書 31 頁参照

貿易関連投資措置

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT 第 3 条違反となるローカルコンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）や、GATT 第 3

条及び第 11 条違反となる輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）等の TRIMs 協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している（加盟議定書 7 条 3 項）。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後 2 年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の 3,000 万ドルから加盟 1 年後に 6,000 万ドル、加盟 2 年後に 9,000 万ドル、加盟 4 年後に 1.5 億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50%未満）の撤廃を約束した。

〔実施状況・問題点〕

上記約束に沿って、中国は 2000 年 10 月から 2001 年 7 月にかけて、外資 100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合弁経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。これら外資三法は、2016 年 9 月にも一部改正が行われた。改正内容は、いずれも、これまで審査・認可事項とされていたものに関して届出管理を適用するというものである。

なお、2015 年 1 月 19 日、商務部は、外資三法を統合し、会社法をはじめとする関連法令等の整合を図るなど時代の流れに沿った改正を加えた、「中華人民共和国外国投資法（草案パブリックコメント稿）」を発表し、2015 年 2 月 17 日までパブリックコメントを募集していたが、その後は新たな動きはなく、未だ公布されていない。

また、上記の外資三法に加え、外資企業に対しては、2006 年 1 月より改正・施行された新「会社法」が適用されている。

上記のように、国内法は WTO 協定に概ね整合的になるよう改正されたが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。2009 年 7 月 1 日には、国内自動車産業の育成と省エネ対策を推し進め

るため、工業信息化部により「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件および審査要求」が実施された。同規則では、各メーカーは参入に際し、研究開発機構の設置、製造する新エネルギー自動車の技術情報を開示すること等が求められており、引き続き運用について注視していく必要がある。また、2014 年 11 月 26 日、発展改革委員会は、新エネルギー自動車に関して、「新設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと生産参入管理の暫定規定」を発表し、2014 年 11 月 26 日から 12 月 2 日にパブリックコメントが行われた後、同委員会より、2015 年 3 月 13 日、「新設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと生産参入管理規定」が発表され、再度同年 3 月 28 日までパブリックコメントが行われた。その後、2015 年 6 月 4 日、同委員会より「新設純電動乗用車企業管理規定」（2015 年第 27 号令）が公布され、2015 年 7 月 1 日より施行された。今回の政策制定の目的は、業界障壁を取り払い、市場の優れた技術力を電動乗用車産業競争に参画させることとなっており、参入範囲は拡大した一方、研究開発能力やイノベーション要求は厳しく設定されることとなった。

また、2017 年に公表された「新エネルギー自動車生産期業及び製品の参入管理規定」別紙 1 の「新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入管理規定」（2017 年 1 月 6 日公布、2017 年 7 月 1 日施行）において、新エネルギー自動車製造業への参入許可を得るに当たり、製造業者が、関連技術を「理解し掌握」（Understand and Master）していることを示すべき要件が課されている。本要件は、文面上、中国への技術移転を要求していないが、合弁規制及び出資比率規制により、外資自動車製造業者が中国で事業を行うには合弁会社を設立する必要あり、かつ、外資の出資比率は 50%以下である必要がある点から、事実上、外資自動車製造者に、新エネルギー自動車の関連技術の中国への移転を要求する形で適用されている可能性があり、投資に伴う技術移転要求を禁止した中国加盟議定書 7 条 3 項に違反する可能性がある。

<図表 I-1-1>WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

| | 改正された法規 | 改正事項 |
|------------------|--|---|
| 企業設立、パフォーマンスの要求等 | 『外商投資パートナー企業登録管理規定』 (2010年3月) | ★「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合弁に限る」、「合作に限る」、「合弁・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対的マジョリティ」などが明記される業種、または外資比率要求のある業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。 ※2014年3月1日に改訂されたが、その内容は、国内企業を含む全ての企業の管理方法が「年度検査」方式から「年度報告」方式への変更に伴うものであり、実質的な変更は無い。 |
| | 『外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度の整備に関する通知』(2011年2月) | ★外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によって、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。 |
| | 『商務部の外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度の実施に関する規定』(2011年8月) | ★商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実施する際の具体的な手続きについて規定する。 |
| | 『外商投資性企業の関連管理措置をより一層改善することに関する通知』(2011年12月) | ★外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。 ★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。(従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える) |

(注) 2009年以前に改正された主な貿易関連投資措置については2013年版不正貿易報告書参照。

2017年6月28日、外商投資産業指導目録の7回目の改訂版(国家発展改革委員会・商務部令第4号、以下、「2017年版目録」)が公布された。これに伴い、「外商投資産業指導目録(2015年改訂版)」(以下「2015年版目録」)は廃止された。今回の改訂は、1995年に「外商投資産業指導目録」(以下「目録」)が初めて公布されて以来、7回目の改訂にあたる。

2015年版目録には、93条の制限措置が含まれていた(奨励類において持分割合の要求を設けた条目が19条、制限類では38条、禁止類では36条あった)が、2017年版目録においては2015年版から30条の制限措置が減らされ、63条が残されている(うち、制限類の条目は35条、禁止類28条)。2017年

改訂版の目録において、制限業種及び禁止業種に指定されているものは以下のとおり。

●外商投資を制限する産業の目録

1. 農作物の新品種の選抜育種および種子の生産(中国側の持分支配とする。)
2. 石油、天然ガス(炭層ガスを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く。)の探査および開発(合弁、提携に限る。)
3. 特殊で稀少な石炭類の探査および採掘(中国側の持分支配とする。)
4. グラファイトの探査および採掘
5. 出版物の印刷(中国側の持分支配とする。)

6. レアアースの精錬、分離（合弁、提携に限る。）、タングステンの精錬
7. 自動車完成品、特殊車両製造：中国側の持分割合が50%を下回らず、同一の外国人投資家は同類（乗用車類、商用車類）の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができ、中国側の合弁パートナーと共同でその他の自動車生産に従事する国内企業を合併するか、純電気自動車の完成車製品を生産する合弁企業を設立する場合は、2社以下とする制限を受けない。
8. 船舶（船体ブロックを含む。）の設計、製造および修理（中国側の持分支配とする。）
9. 幹線、支線航空機の設計、製造および修理、3トン級以上のヘリコプターの設計および製造、地面・水面効果を利用する航空機の製造およびドローン、軽飛行機の設計および製造（中国側の持分支配とする。）
10. 汎用航空機の設計、製造および修理（合弁、提携に限る。）
11. 衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産
12. 原子力発電所の建設および経営（中国側の持分支配とする。）
13. 送電網の建設および経営（中国側の持分支配とする。）
14. 人口が50万人を超える都市における都市ガス、熱水および給排水管網の建設および経営（中国側の持分支配とする。）
15. 鉄道幹線網の建設および経営（中国側の持分支配とする。）
16. 鉄道旅客輸送業者（中国側の持分支配とする。）
17. 国内水上輸送業者（中国側の持分支配とする。）、国際海上輸送業者（合弁、提携に限る。）
18. 民間飛行場の建設および経営（中国側の相対持分支配とする。）
19. 公共航空輸送業者（中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。）
20. 汎用航空業者（法定代表者は中国国籍保持者でなければならない）、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は、中国側の持分支配に限る。）
21. 電気通信業者：中国のWTO加盟時に開放を承諾した範囲内に限り、付加価値電気通信業務（外資の割合が50%を超えてはならない。電子商取引を除く。）、基礎電気通信業務（中国側の持分支配とする。）
22. 稲、小麦、トウモロコシの買付、卸売
23. 船舶代理（中国側の持分支配とする。）
24. ガソリンスタンド（同一の外国人投資家が30店を超える支店を設立し、複数のサプライヤーから供給される種類の異なる、ブランド製品油を販売するガソリンスタンドチェーンは、中国側の持分支配とする。）の建設および経営
25. 銀行（同一の海外金融機関およびそれにより支配されるか共同で支配する関連者を発起人または戦略投資家となり1社の中国国内資本の商業銀行に投資する場合、その持分割合が20%を超えてはならない。複数の海外金融機関およびそれにより支配されるか共同で支配する関連者を発起人または戦略投資家となり投資する場合、その持分の割合は25%を超えてはならない。農村の中小金融機関へ投資する海外金融機関は必ず銀行類の金融機関でなければならない。外国の銀行の支店、外商独資銀行、中外合弁銀行を設立する海外投資家、唯一または支配株主は海外の商業銀行でなければならない。非支配株主は海外金融機関とすることができる。）
26. 保険事業者（生命保険事業者の外資の割合は50%を超えてはならない。）
27. 証券事業者（設立時においては、人民元普通株・外資株および政府債券、会社債券の引受けと推薦、外資株の仲介、政府債券・会社債券の仲介および自営への従事に限る。設立して満2年後に条件を満たす業者は営業範囲の拡大を申請することができる。中国側の持分支配とする。）、証券投資基金管理業者（中国側の持分支配とする。）
28. 先物取引業者（中国側の持分支配とする。）
29. 市場調査（合弁、提携に限る。うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。）
30. 測量・製図業者（中国側の持分支配とする。）
31. 就学前教育機関、普通高等教育機関および高等教育機関（中国と外国の提携、中国側主導の場合に限る。）
32. 医療機関（合弁、提携に限る。）
33. ラジオ・テレビ番組、映画の制作業務（提携に限る。）

- 34. 映画館の建設および経営（中国側の持分支配とする。）
- 35. 公演マネジメント機関（中国側の持分支配とする。）

●外商投資を禁止する産業の目録

- 1. 中国固有の、かつ希少な貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む。）
- 2. 農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選抜育種およびその遺伝子組換種子（苗）の生産
- 3. 中国の管轄海域および内陸水域の水産物の漁獲
- 4. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘
- 5. レアアースの探査、採掘、選鉱
- 6. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱
- 7. 漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産
- 8. 放射性鉱物の精錬、加工、核燃料の生産
- 9. 武器・弾薬の製造
- 10. 画仙紙、固形墨の生産
- 11. 航空交通管制
- 12. 郵政事業者、郵便物の国内配送業務
- 13. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売
- 14. 社会調査
- 15. 中国法律事務コンサルティング（中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く。）
- 16. 人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用
- 17. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図および立体地図の作成、ナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査
- 18. 国が保護している中国原産の野生動植物資源の開発
- 19. 義務教育機関
- 20. 報道機関（通信社を含むが、これに限らない。）

- 21. 書籍、新聞、定期刊行物の編集、出版業務
- 22. 映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務
- 23. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク）、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務
- 24. ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む。）事業者
- 25. 映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者
- 26. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネット利用サービスを行う場所の提供、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く。）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス
- 27. 文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店
- 28. 人文社会科学研究機関

基準・認証制度

[個別措置]

(1) 中国情報セキュリティ規制

<措置の概要>

中国政府は、近年、情報セキュリティ関連の規制を強化するため、様々な法令・規則を整備している。1999年、中国国家暗号管理委員会商用暗号管理弁公室（OSCCA）は、「商用暗号管理条例」を公布した。本条例では、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する製品や技術（商用暗号製品・技術）の輸入・生産・販売等を行う場合、国家暗号管理委員会商用暗号管理弁公室（OSCCA）の許可を得ることを義務付けている。

また、2007年には、中国公安部が、「情報セキュリティ等級保護管理弁法」(Multi-Level Protection

Scheme: MLPS) を公布した。MLPS は、①通信網・データセンター等のシステム、②金融・鉄道・エネルギー等のシステム、③政府機関の一般システム、④国家機密に関わるシステムの4分類のシステムにて用いられる IT セキュリティ製品を、中国政府公安部がセキュリティレベルによって等級付け(1~5等級)し、3等級以上の場合には中国産をコア要素にすることを義務付けている。

更に、2016年、中国の国家暗号管理局は、「暗号法」の草案のパブリックコメントを実施した。本法案では、暗号を、核心暗号、普通暗号、商用暗号に分類し、それぞれの暗号について、販売・使用の許可や輸出入の許可、検査・認証等を行うことを規定している。

<国際ルール上の問題点>

商用暗号管理条例、情報セキュリティ等級保護管理弁法、暗号法については、条文中に用いられている用語の定義や審査の具体的な要件、対象範囲等について不明確な部分が多い。また、それぞれの規制の関係性も不明確であり、具体的な規格及び適合性評価手続の内容や、運用の仕方によっては、外国産の IT セキュリティ製品が中国市場において不利な扱いを受けたり、中国が主張する国家安全保障という目的達成のために必要以上に貿易制限的な規制となったりする恐れがあり、TBT 協定第 2.1 条、2.2 条、5.1 条、5.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

商用暗号管理条例及び情報セキュリティ等級保護管理弁法については、2010年以降の TBT 委員会において、米国、EU 等と共に懸念を表明している。最近の TBT 委員会において、中国は、商用暗号管理条例及び情報セキュリティのレベル別保護管理法は、2017年6月に施行されたサイバーセキュリティ法に従って改正予定であると説明している。また、暗号法については、パブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行った他、2017年6月以降の TBT 委員会において、米国、EU 等と共に懸念を表明しているが、中国は、暗号法案は現在見直し中であると説明しており、明確な回答は得られていない。このため、引き続き、これらの情報セキュリティ規制について動向を注視し、規制内容の明確化を求めるとともに、不必要に厳格な規制とならないよう是正を

促していく。

(2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制

<措置の概要>

2014年9月3日、中国政府(銀行業監督管理委員会、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報部)は、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することを内容とする「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」(以下「指導的意見」という。)を発出した。

さらに、2014年12月26日に、指導的意見を受け、銀行等が使用する情報通信技術に関連する製品やサービスに関して、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用、中国独自の基準に基づく評価・認証、国境を越えたデータ流通の妨げとなる仕様の導入等を要求することを内容とするガイドラインをごく限られた一部の利害関係者にのみ発出した。続いて、2015年2月12日には、関連要件において「国別差別」は存在しない等の文言を含む、ガイドラインの補足説明を公表した。

本指導的意見及びガイドラインは銀行業における情報技術製品に関する強制規格である蓋然性が高いが、いずれも TBT 通報がなされていないだけでなく、パブリックコメントの手続きにも付されていない。また、指導的意見及びガイドラインの補足説明は公表されているものの、最も重要なガイドラインは公開されないまま、失効しており詳細内容が不明な状況である。

<国際ルール上の問題点>

未公表のガイドラインには、中国国内の知的所有権(中国民間人・法人等が所有する知的所有権)に基づく製品の使用を要求する規定が置かれていた。仮に、中国国内の知的所有権に基づく基幹技術を用いた製品の使用が要求されている場合には、中国における銀行業に必要なセキュリティレベルが明確でないため、当該義務付けの正当性(なぜ、中国民

間人・法人等が所有する中国国内の知的所有権使用が必須なのか) が不明である。また、中国独自の評価・認証の内容によっては、その正当性についても同様に懸念が生じる。これらの義務は、中国民間人・法人等が所有する中国国内の知的所有権の使用許諾取得等の必要性や手続面からみて、正当な規制上の根拠に基づくものとは言えず、海外ベンダー等にとって相対的に不利な条件となる場合には、海外産品に対する不利でない待遇の確保(内外無差別の原則)を義務づける TBT 協定第 2.1 条に違反するおそれがある。加えて、これらの義務は、正当な目的(中国における銀行業に必要なセキュリティレベル)の達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反するおそれもある。

本規制は TBT 通報や公表がなされておらず、強制規格案等を事前に WTO に通報し、意見を募集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条や利害関係者に制定されたすべての強制規格等を速やかに公表することを義務づける同協定第 5.8 条等に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2015 年 3 月 3 日、情報通信機器業界 5 団体が連名で、中国政府に対し本制度への懸念を伝達すべく意見書を提出した。また、同年 3 月 13 日、我が国政府からも中国政府に対して、わが国の懸念について申入れを行った。他、2015 年 3 月以降、TBT 委員会において、米国・EU・カナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これを受け、2015 年 4 月、中国政府はガイドラインの施行を延期し、現在、ガイドラインは失効している状況であるが、指導的意見自体は存続しているため、今後、同様のガイドラインや詳細規則が策定されないよう、引き続き、中国の動向を注視していく。

(3) 中国サイバーセキュリティ法

* 本法の「サービス貿易」に係る問題については、34 頁参照。

<措置の概要>

2016 年 11 月 7 日、中国政府がサイバーセキュリティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法は「サイバー空間の主権及

び国家の安全の維持」を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に関する新規制を含むものである。具体的には、(1) ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品について、新たに国家規格、業界規格の策定し、これらの製品の販売及び提供時にセキュリティ認証を義務化、(2) クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のため、① 公民の個人情報の保護、② 重要情報インフラ(公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等)の事業者による個人情報及び重要データの中国国内保存(個人情報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要)、などを規定している。

<国際ルール上の問題点>

本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続きが定められるものと考えられるが、本法に基づく規制については TBT 通報がなされておらず、強制規格案等を事前に WTO に通報し、意見を募集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条に違反すると考えられる。

なお、国家規格や業界規格の具体的内容は法に記載されておらず、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合は、TBT 協定 2.4 条に違反する可能性がある。また、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT 協定 2.2 条、5.1.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

サイバーセキュリティ法については、法案段階から、政府や情報通信関係業界からの意見書提出や、二国間協議における懸念表明等を行っていたが、我が国の意見はほぼ反映されないまま、2017 年 6 月に施行された。2017 年 3 月以降の TBT 委員会においても、本法に対する懸念表明を行っているところであるが、最近では「ネットワーク製品及びサービスの安全審査弁法」、「個人情報及び重要データの越境

安全評価弁法」、「重要インフラ安全保護条例」など、サイバーセキュリティ法の関連施行規則が公表されている。今後も本法及び関連規則の策定動向を引き続き注視するとともに、中国に対し是正を促していく。

(4) 電子情報製品汚染予防管理弁法

<措置の概要>

中国政府は、2007年3月から、「電子情報製品汚染制御管理弁法」に基づき、6種の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニール（PBB）、ポリブロモディフェニールエーテル（PBDE））について、電子情報製品（ラジオ、テレビ、コンピュータ、家庭用電子製品等）への①含有有無の明示と②適合マークの表示を行う義務を課している。

2016年1月、対象製品を電気製品にも拡大するとともに、6種の有害物質の使用を制限するための新たな認証制度（合格評定制度）の導入を骨子とした「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」（以下、「改正管理弁法」という）が公布された。しかしながら、有害物質の使用制限や適合性評価制度に関する詳細については、別途、「電器電子製品の有害物質使用制限の達成管理目録（第17条）」、「合格評定制度（第18条）」が制定されると規定されており、詳細は明らかにされなかった。

その後、中国政府から、改正管理弁法は2段階で実施するとの方針が示された。具体的には、2016年7月から、第1ステップとして「有害物質の含有表示義務」のみ適用し、その後、「達成管理目録」（含有制限の対象製品等を規定）、「合格評定制度」（適合性評価制度）を制定した上で、第2ステップとして「有害物質の含有制限」が実施（時期未定）される計画になっている。

<国際ルール上の問題点>

2016年7月、第1ステップである「有害物質の含有表示義務」の適用が開始されたが、本件規制対応に必要な実務手続や規制内容の詳細が記されたFAQ（質疑応答集）の公開が適用開始の1ヶ月半前であったため、事業者が短期での対応準備に追われるなどの混乱が生じた。

現在、中国政府において、第2ステップである「有

害物質の含有制限」の導入に向けた準備が進行中であり、規制対象製品の範囲や適合評価制度の具体的内容が検討されているところ、今後制定される適合性評価制度が、必要以上に厳重となる場合には、TBT協定5.1.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2015年11月以降、TBT委員会の機会を利用し、中国側に、①事業者等からの十分な意見聴取、②規制対象や適合評価手続きの明確化、③自己適合宣言の導入、④十分な準備期間の設定、を要望した。2017年10月13日に「達成管理目録」（含有制限の対象製品）と「応用例外リスト」についてWTO/TBT通報が行われた。ただし、その実施内容を規定する「合格評定制度」（適合評価制度）については、未だ制定状況が不明の状態である。過度な規制で事業者の対応に混乱が生じ、貿易を阻害する要因にならぬよう、引き続き制定状況を注視するとともに、中国側への働きかけを行う必要がある。

(5) 化粧品新原料規制

<措置の概要>

中国政府の国家食品薬品监督管理局（SFDA、2013年3月から国家食品薬品監督管理総局、CFDAに改組。）は、2009年12月、化粧品の安全確保による消費者保護を目的として、「化粧品行政許可申告受理規定」（以下、「本規定」という。）を公表した（施行は2010年4月。TBT通報は2010年3月に行われた。）。上位法令である「化粧品衛生監督条例」では、化粧品生産業者または輸入業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入前にCFDAに許可申請を行い、CFDAの審査を受ける必要があると規定されていたところ、本規定の公表により、運用方法の整備が開始されることになった。

CFDAは、2011年5月、化粧品新原料の申請及び評価を行う際のガイドラインとして、「化粧品新原料申請及評価指南」（以下、「本ガイドライン」という。）を公表した（施行は同年7月。TBT通報は同年6月に行われた。）。本ガイドラインにより、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化された。

本措置は導入後7年間が経過しているが、新原料の登録実績は世界中からの申請で4件に過ぎず、新

原料を含む化粧品の生産及び輸出ができない事態が継続している。その他、本措置に関し、我が国は以下の懸念を有している。

まず、本ガイドライン第 3 条 (II) 2 (2) によれば、新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している点である。植物エキスや発酵液等の中には、実質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があることや、また、仮に単離したとしても、その工程中に化学的変化が起これ、実際に化粧品に配合される原料とは別の物質になる可能性があり、安全性の適正評価とはならない。日米欧を含む多くの国と同様に、最終製品に配合されているものと同物質で申請を行うことが、新原料の安全性確保の観点からも望ましいと考えられる。

また、情報開示及び情報公開にも改善の余地がある。中国政府は、新原料の審査において、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密にかかる内容の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報を CFDA のウェブサイト上に掲載した事例がある。CFDA は 2014 年 1 月に、2014 年 4 月以降の新規原料許可の運用規定変更に関するパブリックコメントの募集を行っており、新原料の許可を企業毎の許可と規定し、4 年間は製造方法等の企業秘密を告示しない等の考え方を示すと共に、2 月に WTO-TBT 通報が公開されている。これにより情報開示及び情報公開の改善が行われ、新原料許可が加速化される可能性があるものの、詳細については不明な部分も多い。

他方、2015 年 7 月、本規定の上位法令である「化粧品衛生監督条例」の改正案（改正後は化粧品監督管理条例）が公表され、高リスクの物質については登録対象とし、低リスクの物質については届出のみとする制度の導入が検討されているが、未だに最終案や改正スケジュールは示されていない。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定 2.2 条及び 5.1.2 条において、「強制規格及び適合性評価手続は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。上述のとおり、中国政府は、本規制案の目的は、化粧品の品質安全の確保と主張しているが、新原料の登録が進まない

点については合理的理由を説明していない。また、単一物質の申請・安全性要求をはじめとする本措置は、政策目的に照らして必要以上に貿易制限的である疑義があり、これらの条文に違反する疑義がある。

<最近の動き>

我が国は、2011 年 6 月の TBT 通報に対して、また 2012 年 6 月には中国政府の TBT 照会所に対して、懸念を表すコメントを送付した。また、2011 年 11 月以降の TBT 委員会においても、TBT 協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、科学的根拠のない規制は緩和し、審査基準・審査手続を明確化すべきことを要望してきている。なお、当該委員会においては、米国及び欧州も同様に懸念を表明している。

我が国としては、2015 年 7 月に公表された「化粧品衛生監督条例」の改正案と本規定との関連も視野に入れ、本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

(6) 化粧品ラベル規制

<措置の概要>

2014 年 11 月 15 日、中国化粧品表示規則が公布され、12 月 12 日付で国家食品薬品監督管理総局 (CFDA) より TBT 通報がなされた（施行日は 2015 年 7 月 1 日を予定）。本法の目的は、化粧品市場の監督管理を強化し、消費者の権益を保護することである。本法案の主な内容は以下の通りである。

化粧品ラベルを貼り付けや、切り取り、修正の方法で修正、補足してはいけない。

生産者名、全成分表示、品質保証期限等の記載事項をラベルへ記載しなければならない。記載事項に、実際の生産加工者も含まれる。

効果効能試験の結果を製品に表示した場合、当該試験の詳細が記載されたレポートが、CFDA が指定したホームページで公示され、監督を受けなければならない。

<国際ルール上の問題点>

②については、ラベルに生産者の名称等を記載することを要求する目的は、違法製品の法的責任を追究しやすくするためと説明されているが、消費者にとっては、品質問題等があった場合にその責任を負

う者が誰であるかが重要な情報と考えられるところ、品質責任を法的に担保する企業の記載のみで足り、実際の生産加工者の記載までを要求する必要性は説明されていない。よって、その措置の目的に照らして必要以上に貿易制限的であり、TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。

また、③については、効果効能試験の詳細を記載したレポートをホームページで公開することにより、消費者に対する情報提供と、企業による商品の技術内容の向上を促すことが目的とされている。しかしながら、効果効能試験のレポートの詳細を知らないことによって、消費者が購入する際に適正な判断が妨げられていること等、当該情報の提供を強制する必要性が説明されていないので、目的に照らして必要以上に貿易制限的であり、TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本法案の TBT 通報に対して、2015 年 1 月に中国政府の TBT 照会所に対して、懸念を表明するコメントを送付した。また、2015 年 3 月以降の TBT 委員会や二国間での働き掛けを積極的に行い、本法案の改善を求めている。

①の規制については、条文上は、現在認められている貼り付けによるラベルが引き続き認められるか否か直ちに明らかではないが、貼り付けによるラベルが禁止され、印刷によるラベル表示が義務付けられるとすれば、貼り付けによるラベルが禁止された後は、中国向けについては、中国専用のパッケージを最初から製造しなければならない。このため、中国の TBT 通報に対して送付したコメントにおいて、引き続き貼り付けによるラベルを認めることを明示的に規定するよう要請している。

貼り付けによるラベルを禁止する目的として、違法企業がラベルを何度も貼り直すことを防ぐことが謳われているが、剥がれにくい貼り付けによるラベルでもその目的を達成することはできると考えられるので、印刷表示以外を認めないのであれば、必要以上に貿易制限的であるとして TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。2015 年 6 月の TBT 委員会において、中国より、貼り付けによるラベルは引き続き認められる旨の発言があり、当初の施行日であった 2015 年 7 月 1 日経過後も施行は延期されている。中国からは、本規定の上位法令である「化粧品

衛生監督条例」の内容に従って本法案も見直されるとの説明があったことから、化粧品衛生監督条例（改正後は化粧品監督管理条例）の改正状況も確認しつつ、貼り付けによるラベルが継続的に認められることが確実となるかどうかを注視すると共に、その他の懸念点（実際の生産加工者の表示、効果効能試験の詳細レポートのホームページでの公開）についても、TBT 委員会や二国間での働き掛けを積極的に行うことにより、改善を求めていく。

(7) 化学物質規制

2017 年版不公正貿易報告書 42 頁参照

サービス貿易

[加盟に伴う約束]

WTO 加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ 5 年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

[実施状況・問題点]

以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後更なる対応が求められる。

[個別措置]

(1) 流通

2017 年版不公正貿易報告書 44 頁参照

(2) 建設、建築・エンジニアリング

2016 年版不公正貿易報告書 49-50 頁参照

(3) 電気通信

<措置の概要>

中国では「電信条例」(2000 年 9 月公布、2014 年 8 月、2016 年 2 月改正)により、電気通信サービスが基礎電信業務(公共ネットワークインフラ、公共データ伝送、基本音声通信サービスを提供する業務)と付加価値電信業務(公共ネットワークインフラを利用して電気通信・情報サービスを提供する業務)に分類され、電気通信サービスの提供には「電信業務経営許可証」が必要となる。

外資の電気通信サービス参入については、電信条例に基づき制定された「外商投資電信企業管理規定」(2001 年 12 月公布、2008 年 9 月、2016 年 2 月改正)及び「電信経営許可管理弁法」(2009 年 3 月公布)により参入条件が規定されている。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している。現在、サービス提供地域の制限は撤廃されているが、出資比率は、基礎電信業務については 49%以下、付加価値電信業務(電子商取引を除く)については 50%以下と規定されている。基礎電信業務及び付加価値電信業務の内容は、2015 年 12 月に改訂された「電信業務分類目録」に具体的に列挙されている。しかしながら、これらのうち、実際に外資が提供できているサービスは限定的であり、結果として、中国に参入している日系通信事業者を含む外資系通信事業者が、現地日系企業等からの要望も高いデータセンターサービス、インターネット接続サービス等を提供することは事実上難しい状況にある。

この点、2010 年 5 月、國務院は「民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見」を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電気通信の運営市場に参入することを認めている。また、2012 年 12 月に開催された 2013 年全国工業・情報化工作会議では、移動通信の再販業務やアクセス網業務の試行への民間参入を推進することを表明している。特に、移動通信の再販については、工業・情報化部が 2013 年 5 月に発出した「移動通信再販業務の試行展開に関する通告」により試行的に実施

されているが、試行申請の要件としては「海外上場会社の場合には外資等の株式割合が 10%以下で筆頭株主が中国の投資者であるときに限る」とされている。

WTO 加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」は 2018 年 2 月現在、未だ公布・施行はされていない。

<国際ルール上の問題点>

WTO 加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行い、国内制度上も対応を図っている。

- ①基本電気通信サービス(公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等)のうち、国内・国際電話等のサービス:外資出資上限 49%
- ②移動体通信サービス:外資出資上限 49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス:外資出資上限は 50%

一方で、関連する規制措置の運用に関しては、その公平な態様での運用を定めたサービスの貿易に関する一般協定(GATS)第 6 条(国内規制)の規律に違反している可能性がある。また、中国は同時に電気通信に関する参照文書についても約束しているところ、「免許条件の公の利用可能性」等約束事項への違反がないか、注視する必要がある。

<最近の動き>

我が国は最低資本金規制の撤廃、外資規制の撤廃・緩和等に関して、WTO ドーハ・ラウンド交渉、日中経済パートナーシップ協議、中国 TRM 等を通じ、中国に対し要望・加盟約束の履行を促してきたが、今後は日中韓 FTA 及び RCEP といった通商枠組において電気通信サービスの規制状況を注視する必要がある。また、外国産ドラマ・アニメの放送・コンピュータ関連サービスなどの隣接サービスにも WTO 上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である(※)。

なお、工業・情報化部が 2015 年 6 月 19 日付で公布した「オンラインデータ処理と取引処理業務(経営類電子商取引)の外資持分比率制限の開放に関する通告」(工信部通[2015]196 号)により、従来 50%が上限とされた外資持分制限が撤廃された。

「電信業務分類目録」は2003年の施行以来見直しが行われず、飛躍的な発展を遂げた電気通信サービスの実態をカバーした内容ではなかったが、2013年4月に改正案に対するパブリックコメントが募集され、2015年12月に改訂版が発表された(2016年3月施行)。なお、当該改訂版「電気通信業務分類目録」において、移動通信の再販は基礎電信業務として明確に分類されており、その商用サービスの開始に際しては、外資の出資比率の上限は49%となることが想定される。

(※) 外国映画・ドラマ・アニメの放送・配信に関する規制

①外国テレビ番組の量的規制・時間規制

2004年10月から施行されている「外国テレビ番組輸入・放送管理規定」により、外国映画・ドラマは、その日に放送するテレビドラマ・映画の25%を超えることができないこと、広電総局の許可を受けずに、海外テレビドラマ・映画はゴールデンタイム(午後7時～午後10時)に放送してはならないとされている。

特に、外国アニメについては、2008年2月「テレビアニメ放送管理の一層の規範化に関する広電総局の通知」により、午後5時～午後9時までの時間帯、外国アニメの放送が禁止され、未成年を対象とするチャンネルにおいて、全放送時間帯における外国アニメと中国国産アニメの放送時間の比率が3:7まで制限された。

②外国映画及びドラマのネット配信に係る量的規制

2014年9月「インターネット上の外国映画・ドラマ管理の確実な実施のさらなる推進に関する広電総局の通知」により、インターネット動画サイトが1年に外国映画・テレビドラマを購入する総量は、その前の年に購入・配信した国産映画・テレビドラマの30%を超えてはならないとされた。

③外国フォーマット番組の量的規制・時間規制

2016年6月に広電総局が内容を公表した「テレビ放送番組の自主的な革新作業を強力に推進することに関する通知」では、衛星放送の総合チャンネルにおける外国フォーマット番組は、午後7時半～午

後10時半までに放送できるのは1年間に2本を超えてはならない等の内容が規定された。その後、2017年8月に広電総局が内容を公表した「衛星テレビ放送の総合チャンネルを文化性のあるマスメディアプラットフォームとするための通知」では、ゴールデンタイムにおいて、外国フォーマット番組は基本的に放送しない等の内容が規定されている。

(4) 金融

①保険

<措置の概要>

2006年6月、国務院は、WTO加盟時の約束を果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険業の改革及び発展に関する10の提言」を公表したが、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長期化している等、免許・支店(現地法人含む)・商品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

2010年5月4日、外資が中国地場保険会社に資本参加することに関し、中国保険監督管理委員会(以下「保监会」という)は『保険会社持分管理弁法』を公布した。それによると、外資株主の出資・資本参加比率が会社登録資本金の25%を満たさない保険会社の場合は、以下の条件を満たせば、単一株主(関連側も含む)による20%超の出資が認められることとなった。具体的には、外国金融機関が単一株主として保険会社の15%以上の株式を保有し、または15%未満の株式を保有しているが、保険会社を直接または間接に支配できる主要株主で、継続的な出資能力を持ち、直近3年の会計年度で黒字決算となっていること、純資産が2億元を下回っていないこと、良好な信用を持ち、かつ業界をリードする地位にあることが単一株主の資本参加率上限を外すための条件として示されている。

また、『保険会社持分管理弁法』の第5条(外資出資比率または持株比率が25%以下の保険会社について、2以上の保険会社が同一機関の支配下にある場合には、利益の衝突または競争関係のある同類の保険事業を営営してはならない)にて、いわゆるダブルライセンスを禁止しているが、上述の支配基準について明確な基準が現時点で示されていないという問題がある。

また、再保険業務につき、2009年10月より実施された新しい『保険法』は「国内優先再保険」の関

連規定を削除した。これに応じて、2010年5月21日に改正された『再保険業務管理規定』（保監会、2005年）も内容が調整された。これにより、外国保険会社が「国内優先再保険」に規制されなくなり、中国地場保険会社と平等に競争できるようになった。しかしながら、外国保険会社は保監会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている（第23条）。

＜国際ルール上の問題点＞

自動車保険については、2006年7月1日より正式に自動車交通事故責任強制保険条例が施行され、強制保険と任意保険が分離して運用されるようになり、複数の外資損保会社が任意自動車保険の認可を取得した。しかし、外資損保会社が任意保険を扱う場合には、強制保険を国内保険会社で別途手配しなければならないため、内資保険会社と比較した場合競争上不利であった。

2006年12月には、保監会は外資系保険会社に対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取引情報開示の強化に関する通達」を発表。2007年1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開示が一段と要求されるようになった。外資系保険会社は、中国地場保険会社と同等な待遇を享受していない可能性があり、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。外資生保企業が中国に参入する場合、合資企業の設立が義務付けられており、外資の出資比率は50%が上限となっている。なお、支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の需要の考慮や免許発給数量的制限なしに免許が発給される旨約束しているにもかかわらず、外資系保険会社に対する認可については標準処理期間を大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違反している可能性がある。

＜最近の動き＞

これらの措置について、我が国は2009年10月のサービス貿易理事会（中国 TRM）で制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。上記のとおり、『保険法』の改正により、外国保険会社が中国の再保険市場で業務を展開する場合に『保険法』の規制がなくなった。さらに、2015年10月19日、「中国保険

監督管理委員会『保険会社開催保険類機構設立管理弁法』等八部規章改訂に関する決定」（保監会令2015年第3号）により、「再保険業務管理規定（2015改訂）」が公布され、旧第23条の「外資保険会社は中国保険監督委員会の批准を得ない限り、関連会社との再保険取引をしてはならない」という規定が削除された。しかし、中国国内の再保険業務はまだかなりの部分が「人脈」で取るため、短期的には中国地場企業の独占状況は変わらないと予想される。

自動車保険に関しては、2011年8月、保監会は「自賠責保険制度の構築推進」と題するプレスリリースを發出し、「外資開放を積極的に研究する」旨述べた。続けて、2012年2月、中国国家副主席と米大統領の面会時に発表された米中共同ファクトシートにおいて改めて対外開放の方針が示された。そして、2012年5月、自賠責保険制度の対外開放が実現した。日系損保会社については、2014年4月及び同年5月に保監会より自賠責保険の取り扱いに必要な2段階の認可のうち1段階目の経営範囲変更認可を取得し、同年11月には一部の日系損保会社が2段階目の商品販売認可を取得し、自賠責保険の取り扱いを開始した。更に、2016年1月13日、國務院第119回常務委員会により「一部行政法規改正に関する決定」（國務院令666号）が採択され、2016年2月6日に公布された。同決定第50条により、これまで自動車交通事故責任強制保険の従事には保険監督管理委員会の承認が必要であったが、今後は保険会社であれば承認を経ずに従事できるように改正された。

②銀行

＜措置の概要＞

人民元業務に関して、2006年12月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例実施細則」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」（2001年公布）は廃止され、外資系銀行に対する人民元業務は開放された。

もともと、外資系銀行が中国の個人向けに全面的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化することが実質的な条件となっているほか、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務については1口当たり100万元以上の定期預金に限られている。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、「1つの企

業向けの融資は銀行の資本残高の10%以下」などの規制が新たに課されることになる。

また、中国当局は不動産や株式への投機的資金（ホット・マネー）の流入を防ぐために外貨流入に制限をかける外債枠規制を設けており、総量規制としての一定の効果はあるが、企業の資金調達に支障が生じる場合には、中国経済の健全な発展に影響を及ぼす懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課される業務展開の条件等は加盟約束に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年9月、米国は、中国が人民元建てのカード決済を中国国内の業者に独占させ、外国のカード会社の参入を認めていない状況が、WTO加盟約束に反するとして、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行った。その後、協議によって解決に至らず、2011年2月に紛争解決パネルが設置されたが、2012年7月にWTO紛争解決委員会は、人民元建てカード決済の中国国内業者の独占については立証なしとしつつも、中国国内業者に有利となるロゴ表示義務や端末設置義務等は、外国のカード会社を不当に差別し、WTO協定に違反しているとの判断を下した。2014年10月、国務院は外国カード会社にも人民元決済及び決済会社の中国国内での設立申請を認めるという規制緩和策を取り、外資企業に市場を開放した。

中国政府が2013年9月に開設した「中国（上海）自由貿易試験区」では、種々の分野で規制緩和が試行的に行われており、金融の分野でも2014年に入り、区内企業によるクロスボーダー人民元取引が用途等制限のもとで解禁されるなど、一連の金融自由化政策が導入された。（2月18日、人民銀行上海本部「20号通達」および2月20日「22号通達」、その他、2月21日、上海自由貿易試験区管委「26号弁法」（商業ファクタリング関連）、2月28日、外管局上海市分局「26号通達」（グループ企業間の国際的な外貨資金の集中決済・ネットティング・プーリング解禁）など。）こうした「中国（上海）自由貿

易試験区」における規制緩和の他地域への展開の動きもあり、上記「26号通達」で認められた外貨資本金の元転の緩和措置が7月4日の国家外貨管理局「36号通達」で国内16地域に、12月21日の国務院「65号通達」により、全国に展開されることとなった。

2014年12月20日に「国務院の『外資銀行管理条例』改訂に関する決定」（2014年12月20日公布、2015年1月1日施行、中華人民共和国国務院令第657号）が公布され、外資銀行の参入と人民元業務の条件緩和が打ち出された。また、2015年4月8日、上海、広東、天津、福建四つの自由貿易試験区に適用される「国務院弁公庁自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）印刷発効の通知」が公布された。

2015年12月23日付で「中国人民銀行・国家外貨管理局公告[2015]40号」が公布され、2016年1月4日より、中国外貨取引センター（CFETS）の取引システム運行の終了時間が16:30から23:30（北京時間）に延長されるとともに、外国銀行も中国外貨取引センターに申請し外為市場会員となることで、インターバンク市場での人民元為替取引を行えることとなった。

③証券

<措置の概要>

WTO加盟に際し、中国政府が約束した証券業の対外開放は、①合弁形態による証券投資ファンド管理会社の設立において外資出資比率は加盟時には33%まで、加盟後3年以内に49%までの出資を認める、②加盟後3年以内に合弁形態の証券会社の設立は認めるが、外資の出資比率は3分の1を超えない。合弁証券会社はA株の引受販売業務を行うことができるが、A株の流通市場への参入は認められない。また、中国側合弁相手は証券会社である必要があり、合弁証券会社は親会社と同じ業務ができない（いわゆる「競合禁止ルール」）といった規制がある。なお、外資出資比率については、2012年10月公布の「『外資が出資する証券会社の設立規則』を改正することについての決定」で49%に引き上げられた。

<最近の動き>

クロスボーダー人民元取引規制の緩和策として、2002年には適格国外機関投資家（Qualified

Foreign Institutional Investors : QFII) が外貨で人民元を調達し中国国内で証券投資を行える制度が導入されていたが、中国証券監督管理委員会（以下「証監会」という）は 2012 年 4 月に投資額の総計を 800 億ドルまで拡大、更に 2013 年 7 月には 1,500 億ドルへの引き上げを表明した。

2016 年 2 月には「適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定」（国家外貨管理局公告 2016 年第 1 号）が公布され、適格国外機関投資家（QFII）による国内証券投資枠取得について、資産規模や管理証券資産規模に基づき算出される基礎限度額（上限 50 億ドル）以下の申請が届出管理に変更された。また、投資元本の対外送金が禁止される資金固定期間を 3 か月に短縮する緩和措置も行われた。

一方、オフショア人民元資金による中国国内の証券投資制度として、2011 年 12 月に人民元建て適格外国機関投資家（RQFII）が導入され、2012 年 11 月に投資枠が 2,700 億元に拡大された。当初は香港の金融機関が対象であったが、その後、2013 年には英国（ロンドン）向け 800 億元、シンガポール向け 500 億元、2014 年にはフランス向け 800 億元、韓国向け 800 億元、ドイツ向け 800 億元、カタール向け 300 億元、オーストラリア向け 500 億元、カナダ向け 500 億元、2015 年には韓国向け 600 億元、シンガポール向け 300 億元と香港以外でも投資枠が拡大された。2016 年 9 月には、「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の管理に関する問題についての通達」（銀発[2016]第 227 号）により、QFII と同様の基礎限度額（上限 50 億ドル）以内が届出管理とされた。

なお、2014 年 11 月には上海証券取引所と香港取引所間の相互取引が一定範囲（上海への投資における 1 日の上限は 130 億元、総額 3,000 億元、香港への投資における 1 日の上限は 105 億元、総額 2500 億元）で可能になり、RQFII によらなくても、外国投資家が香港取引所経由で上海市場での元人民元建て株式の取得が可能となった。

中国人民銀行は 2016 年 2 月 17 日付で、「国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告」（中国人民銀行公告[2016]第 3 号）を公布した。これにより、国外の銀行、証券会社、など機関投資家は、中国人民銀行への届け出手続き完了後、中国のインターバンク市場で債券取引を行うこと

が可能となった。

また、中国政府の方針を受けて中国人民銀行と香港金融監督局は株式同様、債券についても相互取引の仕組みづくりを進めており、2017 年 7 月 3 日には、先行して海外投資家の香港経由の中国債券へのアクセスが開放された。

④金融情報

2017 年版不正貿易報告書 49 頁参照

（5）中国サイバーセキュリティ法

*本法の「基準・認証制度」に係る問題については、26 頁参照。

<措置の概要>

2016 年 11 月 7 日、中国政府がサイバーセキュリティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法は「サイバー空間の主権及び国家の安全の維持」を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に関する新規制を含むものである。具体的には、(1) ネットワーク製品等に対し、新たに国家規格、業界規格の策定および、ネットワーク基幹製品について販売及び提供時のセキュリティ認証を義務化、(2) クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のため、① 公民の個人情報の保護、② 重要情報インフラ（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等）の事業者による個人情報及び重要データの中国国内保存（個人情報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要）、などを規定している。

<国際ルール上の問題点>

「サイバーセキュリティ法」及び関連法令では、個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、それらを越境移転する際の安全評価義務を課している。一般的に、外国のネットワーク運営者は、中国国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、中国国内への別サーバーの設置、データ移転に伴う安全評価のために追加的な負担が発生するケースが想定される。内外無差別の規定ではあるが、国内でデータを集約・管

理している中国事業者に比べ、外国事業者が事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高い。

中国は、GATSに基づき、コンピュータ関連サービス、電気通信サービスをはじめ、多くのサービス分野において、自由化又は一部自由化を約束している。これらの分野において、外国事業者が中国の事業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS 第17条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。その他、これら関係法令で規定する国家規格や評価基準等が、客観性、透明性を欠き、サービスの質を確保するために必要以上に大きい負担となる場合、GATS 第6条5に規定する国内規制義務に違反する可能性もある。

<最近の動き>

我が国は、2017年6月1日付けでサイバーセキュリティ法が施行されたことを受けて、同月のサービス貿易理事会において、同法の施行につき懸念を表明。同年10月のサービス貿易理事会においても、米国と共同で本件を議題登録し、上記の問題点について改めて懸念を表明。今後も本法案の策定動向につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

知的財産

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、加盟後直ちにTRIPS協定を遵守することを約束した。すなわち、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（特許・実用新案・意匠を含む）、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の

適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

[実施状況]

中国における知的財産の保護は、実体面では、専利法、商標法、著作権法、反不正競争法、商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集積回路の回路配置図保護条例、コンピュータソフトウェア保護条例、技術輸出入管理条例等、手続面では、民法通則、民法総則、権利侵害責任法、刑法、税関法、知的財産権税関保護条例等により規定されている。WTO加盟に向けて国内法令をTRIPS協定に整合的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存法令の改廃が行われたほか、WTO加盟後にも引き続き関連規定の整備・拡充などが図られている。

最近の動きとしては、國務院からは、2017年5月には「全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」が示されている。また、同年9月には、「外商投資企業知的財産権保護行動計画」が発表され、知的財産権を侵害する違法犯罪行為を厳重に摘発する活動を同年12月までに集中的に行う旨記載されており、動向が注目される。

加えて、北京、上海、広州に知識産権法院が設立されたほか、杭州市、寧波市、合肥市、福州市、済南市、青島市などの各中級人民法院に知的財産権案件に関する専門的の法廷が設置されるなど、司法分野においても、判断の統一・専門家による知財保護の強化が期待される。

その他過去の動向については、2017年版不公正貿易報告書50-51頁参照。

[問題点]

中国における知的財産制度は、法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なおさらなる改善が必要又は望ましいと考えられるものの、ほぼTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、模倣品・海賊版等の侵害品の流通実態という点では、かねてから問題視されてきたように、中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っても改善を見せていない。2015年度に我が国企業が受け

た模倣被害のうち、製造、経由、販売・提供のいずれにおいても中国が最多であったとする調査結果（特許庁「2016年度模倣被害調査報告書」（2017年3月））、及び、我が国税関での知的財産侵害物品の輸入差止件数 26,034 件における仕出国の構成比においても、中国の比率が全体の 9 割超（91.9%、23,916 件）であったという調査結果（財務省「平成 28 年（2016 年）の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2017 年 3 月））は、これを裏付けている。かかる実態を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門での取締りの強化など、運用面での取組のさらなる改善が必要である。また、そのような状況にもかかわらず、中国の国務院が 2014 年 12 月に発表した「国家知的財産権戦略を深化し実施するための行動計画」には、5 年間で模倣品・海賊版の明らかな減少を目指した「国家知的財産権戦略綱要（2008 年 6 月）」の目標を基本的にも実現したとの記述があり、認識の違いを埋めることも必要である。以下に、さらなる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

（1）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO 加盟を契機とした、中国の一連の法改正や、最近の商標法等の改正により改善が図られてきている点は評価できる。しかしながら、TRIPS 協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、より迅速かつ効率的に、また、公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可欠である。以下に、今後の中国における知的財産保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

<国際ルール上の問題点>

①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り（行政当局による侵害行為の停止、過料の

課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により定められている。

（行政上の取締）

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。この点については 2017 年版不正貿易報告書 52 頁参照。

（民事上の救済）

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し損害賠償の請求が認められており若干の損害賠償金の高額化の流れも見られるものの、必ずしも十分な賠償金が認容されない、勝訴しても賠償金が取れないといった指摘が未だある。この点に関しては、2017 年版不正貿易報告書 52-53 頁参照。

加えて、反不正競争法の改正案が可決、2018 年 1 月 1 日より施行されているところ、今後の運用状況が注目される。

（刑事上の制裁）

2017 年版不正貿易報告書 53-54 頁参照。

②地方保護主義

2017 年版不正貿易報告書 54 頁参照。

（2）冒認出願問題

<措置の概要と懸念点>

①他人の商標やキャラクターを盗用した出願

我が国企業の商標やキャラクターが第三者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。このような出願が公告・登録されてしまうと、商標権の買取要求や、名前にフリーライドした不当な事業化、更には中国市場に参入した本来のブランド事業者を工商行政管理局に商標権侵害で訴える等の事業妨害等が行われるリスクが生じる。また、本来のブランド事業者が各地の工商行政管理局において模倣品に対する行政取締を申し立てた場合において、模倣品業者が冒認しているにも拘わらず商標を出願していることを抗弁として主張するため、当該冒認出願に対する商標局の判断が出るまで行政取締の実施が保留されてしまい、模倣被害を迅速に阻止できないとい

った事態が生じている。

このように、中国における商標の冒認出願問題に苦しむ我が国企業は後を絶たず、その対策は依然として中国における重要な課題の一つである。

我が国としても日中間での各種二国間協議の場や多国間枠組みの場において改善を要請してきたところ、最高人民法院は、「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見(2011年12月施行)」を發布した。これにより、商標の使用意図などを適切に把握して悪質な出願を抑制することや冒認出願され商標権侵害として提訴された場合に先行商標使用者であることの抗弁を認めることなどが明確化された。また、日米欧中韓による商標五庁会合(TM5)の枠組みにおいては、日本主導のプロジェクトの一つに「悪意の商標出願⁵プロジェクト」を推進しており、その一環として、2014年12月に各国の制度・運用に関する情報をまとめた「悪意の商標出願に関するTM5の制度・運用」報告書を公表したほか、2016年3月には各庁における最新の事例をユーザーに広く共有するための悪意の商標出願事例紹介セミナーを東京で開催。2016年10月の第5回TM5年次会合では中国の提案により、悪意の商標出願をテーマとするシンポジウムが開催され、中国の商標ユーザーを中心に200名程度が参加し、TM5各庁、学識経験者及び企業からの参加者から悪意の商標出願事例に関する講演が行われた。また、2017年5月、我が国の主導により、中国における事例を含む、TM5各庁の50件の事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成し、国際商標協会(INTA)と共催したジョイント・ワークショップを通じて広くユーザーに公表した。また、当該事例集はTM5ウェブサイト(<http://tmfive.org/>)にも掲載されている。その他、冒認出願商標の登録を未然に防止することを目的として、我が国政府から国家工商行政管理総局商標局に対し、公告前の冒認出願商標に係る情報を提供する取組を行っている。今後もTRIPS協定第41条第1項(侵害防止のための迅速な救済措置)の趣旨に鑑み、このような冒認出願による被害拡大の効果的防止につき注視するとともに、二国間協議や多国間枠組みの場を通じて対処していく必要があ

る。

②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の濫用

外国において発明・考案された特許・実用新案や創作された意匠が、中国において、発明者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例(冒認出願)が多数あることが、我が国企業から報告されている。中国においては、冒認が拒絶理由及び無効理由とはなっておらず、権利の帰属に関する確認を求めることによる救済のみが可能である(専利法実施細則第85条、第86条)。権利帰属確認のための行政手続の執行や裁判の期間が長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS協定第41条第1項(侵害防止のための迅速な救済措置)の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止するよう国際知的財産保護フォーラム官民合同訪中ミッション及び中国国家知識産権局(SIPO)との意見交換等を通して改善を促してきた。

また、中国では実用新案だけではなく(日本では実体審査がなされる)意匠についても実体審査制度が採用されておらず、さらに権利行使時に、権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利濫用を防止する規定が不十分である点が産業界から強く懸念されている。我が国からは日中韓特許庁会合の枠組みや中国におけるセミナー等を通じて、制度の相違点について理解を促すとともに、専利法改正等の公開意見募集において権利執行時の専利権評価報告書の提示義務化を求めるなど、改善を働きかけている。

*なお、周知商標の保護に関連し、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

周知商標の保護が不十分である点については、我が国を始め、米国・EUもWTOにおける法令レビューの過程で言及しており、先進国共通の関心事項となっていた。かつて中国における周知商標(中国法で

⁵ 他人の商標が登録されていないことを利用して、第三者が悪意により他人の商標を出願すること。

いう驰名商标)については、中国企業のもののみをリスト化して保護してきた経緯があり、TRIPS 協定第 3 条(内国民待遇)との関係で問題があったが、現在では外国の権利者の周知商標についても認定が進んでいることは評価できる。しかしながら、2014 年 5 月 1 日施行の中国新商標法 13 条における驰名商标の保護を受けるためには、「中国で」公衆に熟知されていなければならないと解されており、また、冒認商標登録の禁止のために使うことができる新商標法 32 条でも、「他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない」との記載があり、「中国で」と明記はされていないものの、係争商標が中国国内で既に使用されており、一定の影響力を有していることが要件と解されているため、外国においてのみ周知な商標の保護は図られていないという現状は変わっていない。冒認商標出願を抑制するため、公告前情報提供の活用や制度の導入、外国周知商標についても出願を拒絶する規定(日本商標法の第 4 条第 1 項第 19 号に対応する)の導入を働きかけることが望ましいと考えられる。一方で、新商標法第 15 条に追加された新第 2 項は、他人と契約や取引関係等を有し、その他人が使用する商標の存在を明らかに知っている者が、同一種別の商品または類似する商品についてその商標を出願した場合は、異議申立により当該出願を拒絶する規定となっており、今後の運用動向が注目される。

(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約(いわゆる国際ライセンス契約)等に対して規制が行われてきた。

<国際ルール上の問題点>

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス等への規制についての条項は、「技術輸出入管理条例」(以下「管理条例」という)等の施行を経て TRIPS 協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取組については評価できるものの、管理条例

に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた TRIPS 協定第 28 条第 2 項に関して同第 3 条(内国民待遇)の観点から問題となりうる。

以下に、TRIPS 協定との関係で問題となり得る点を列挙する。

事実上のロイヤリティ規制

1993 年以前、「技術導入契約の締結及び審査許可の指導原則」が、純販売額を基準とした場合のロイヤリティ料率の上限を 5%と規定していた。当該規定はすでに廃止されているが、依然として、合弁企業設立時の審査や技術ライセンス契約登録手続に際しての中国地方政府の行政指導により、ロイヤリティ料率の上限や契約期間の規制等が行われることもある。合弁企業設立においては外国企業がライセンサーの立場になることが多いと想定されるところ、このようなロイヤリティ料率等に関するライセンス規制は、特許権者の実施許諾契約締結の権利に影響を及ぼし得るものといえ、TRIPS 協定第 3 条第 1 項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

改良技術の帰属(管理条例第 27 条及び第 29 条第 3 項)

管理条例第 27 条は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、同条例第 29 条第 3 項は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止している。

一方、国内の技術の譲渡又はライセンス契約については、中国契約法第 354 条では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができることとされており、管理条例にあるような強制的な規定は見当たらない。また、契約法第 355 条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると規定する。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用される一方、それ以外の通常の国内の技術の譲渡又はライセンス契約には中国契約法第 354 条が適用され

ることを示している。

管理条例の適用対象である技術輸出入においては、外国企業が技術供与側の立場になることが多いと想定されるところ、当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は、技術供与側となる外国企業にのみ強制的な規定を適用しようとするものであり、内外差別的な措置として TRIPS 協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務 (管理条例第24条)

技術輸出入に係る技術受入側がライセンス等により供与された技術を利用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合、旧条例（技術導入契約管理条例及び技術導入契約管理条例実施細則）ではライセンサーが応訴する義務があったが、旧条例の廃止に伴い、当該応訴義務が廃止された。しかし、管理条例第24条2項において、第三者の権利侵害の主張に対する対応について協力する義務が依然として定められている。さらに、管理条例第24条3項には、旧条例と同様、「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用した結果、第三者の合法的權益を侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定されており、例えばライセンサーがライセンスされた技術を契約に従わない用法で利用した結果として第三者の合法的權益を侵害した場合などには、ライセンサーが免責される可能性があるものの、免責されることが明確になるまでは、自己が関与しない事項であっても第三者に対する侵害責任について何らかの対応をしなければならないと考えられる。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国契約法（第353条）では、第三者の權益を侵害した場合の賠償責任について、当事者の契約で別途定めることができるとされている。

従って、上記のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の權益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置として TRIPS 協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

技術供与の完全性等の保証（管理条例第25条）

管理条例第25条には、供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを供与側が保証しなければならないという規定が旧条例から引き続き残されており、技術目標の達成のための強制的履行を迫られる可能性があるため技術供与側にとっては実施許諾契約の締結への妨げとなり得る。

このように、外国の技術供与者は、依然として技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。今後、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使（エンフォースメント）に関する制度と運用の両面について、TRIPS 協定の遵守状況を検証する経過的レビュー（中国 TRM）が、加盟議定書の規定に基づき2001年12月の加盟後8年間にわたり TRIPS 理事会にて毎年実施され、2011年10月に最終レビューが行われた。2009年10月及び2011年10月の TRIPS 理事会の中国 TRM では、我が国から、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性等につき指摘を行った。このエンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EUからも指摘がなされた。

また、中国国家工商行政管理総局（SAIC）副局長との会合（2011年5月、12月、2012年5月）、中国国家知識産権局（SIPO）との二国間会合や日中韓、日米欧中韓等における協議の場の他、民間の業種横断的な模倣品・海賊版対策組織である「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」との IIPPF ハイレベルミッション（2012年9月）においても、これらエンフォースメントを中心とした知的財産問題の改善を要請してきた。さらに、2009年6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協力と交流に関する覚書」に基づき、2009年11月、2010年10月、2011年10月、2015年5月、2016年6月、及び2017年12月に日中知的財産権ワーキンググループを開催して

おり、知財保護に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を実施している。また 2009 年 8 月には経済産業省と中国国家工商行政管理総局（SAIC）との間で「知的財産保護の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づき、2010 年 7 月、2012 年 1 月に日中模倣品事務ワーキンググループを開催し、商標権侵害及び反不正競争法違反に関して中国国家工商行政管理総局（SAIC）と意見交換を実施した。また、同覚書に基づき、2012 年 1 月に日中商標実務者会合を開催し、中国商標法改正の検討状況、商標代理人の規範、及び第三者による商標出願・登録の問題（冒認商標出願問題）に関して中国国家工商行政管理総局（SAIC）と意見交換を実施した。中国政府に対しては、引き続きこれら様々な協議の場を利用して、中国国内における知的財産法制の整備状況について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面についても確認し、問題点があれば是正を求めていくことが必要である。

また、中国政府によるエンフォースメント強化を実現するためには、同時に中国政府の各種行政当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点から、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び各種セミナー等により支援を行っている。加えて、法制度の更なる改善の観点から、専利法・商標法等の改正に係る意見交換等中国における制度改善のための協力を行っている。中長期的視野に立って、司法部門及び審査・執行を担当する行政部門における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面的な取組がなされることも重要である。更に、民間ベースにおいても、中国当局の一層の取組を促し協力する観点から、個別企業による取締要請や情報提供、IIPPF による取締り能力強化のための協力、欧米企業も参加している「優良ブランド保護委員会（QBPC: Quality Brands Protection Committee）」を通じた働きかけ等の各種活動を行っている。このような活動を支援するため、JETRO では、日本企業への各種情報提供を行っている他、相談窓口を北京・上海・広州に設置し中国政府との橋渡しを行っている。日本政府としても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、一層の促進が図られるよう必要な支援を行うことが重要である。

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、TRIPS 理事会の中国 TRM において、我が国が

ら管理条例の適用について明確化を求めてきた。2008 年の理事会において中国側から「使用者が適正な環境、方法において使用する限り、譲渡者が責任を負うことはない。」との回答があり、2011 年 10 月の最終レビューにおいては、我が国から当該条例の規定による内外差別的な扱いを指摘したところ、中国は、当該条例に内外差別的規定は存在しないと回答している。また、第三者侵害保証責任にかかる内外差別的な扱いを含めた管理条例等の技術移転に関する規制が中国への投資の阻害要因になっている旨が、日中韓自由貿易協定（FTA）産学官共同研究会合（2010 年 12 月初旬の第 3 回会合、2011 年 12 月の第 7 回会合）において指摘されている。

なお、米国による 2017 年版のスペシャル 301 条報告書においても中国は引き続き優先監視国として掲載されており、本管理条例に関して改良技術の帰属や第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務等について外国企業に対してのみ強制的な義務づけを行うものであるとして懸念が示されているところである。また、2017 年 8 月、米国 USTR（通商代表部）は 1974 年通商法第 301 条に基づき中国知的財産問題の調査を開始したと発表したところ、本調査対象として本管理条例についても明示的に対象に含まれている。

今後も二国間・多国間協議等を通じて、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を働き掛けていくことが重要である。

政府調達

〔加盟に伴う約束〕

政府調達協定は、いわゆる複数国間協定であり、本協定への加盟を選択する国だけを拘束するルールである。そのため、加盟国は、先進国を中心とする一部の国にとどまっている。中国は WTO 加盟時に、政府調達協定に将来加盟すること、当面はオブザーバーとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は無差

別待遇を供与すること等を約束しており⁶、WTO加盟後、2002年2月に政府調達委員会のオブザーバー資格を得ている。

2007年12月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書Iの初期オファーを提出し⁷、加盟交渉が開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファーの提出が要請された。これを受け、中国は、2010年7月に改訂オファー⁸、2011年11月に第2次改訂オファー⁹、2012年11月に第3次改訂オファー¹⁰、2013年12月に第4次改訂オファー¹¹、2014年12月に第5次改訂オファー¹²を提出した。第5次改訂オファーでは、地方機関のオファーが追加され、一部の国有企業(SOE)がオファーされるなどの改善もみられたが、その内容はいまだ不十分であると指摘されており、次の改訂オファーにおいて更に改善されることが期待される。

〔実施状況〕

中国は、2003年1月から政府調達法(Government Procurement Law)を施行している。その他、中国の政府調達に関する法令としては、政府調達法の実施規則(Implementing Regulations of the Government Procurement Law)のほか、入札法(Law of the People's Republic of China on Tendering and Bidding)及びその実施規則(Implementation Regulations)などがある。

政府調達法には、国内産品を調達することを求める規定(“buy-domestic” provision)もあり、中国が政府調達協定に加盟する場合には、政府調達法を含む中国の関連法制が政府調達協定における約束と整合しているかどうかを注視していく必要がある。

⁶ Report of the Working Party on the Accession of China (WT/ACC/CHN/49), Protocol on the Accession of the People's Republic of China (WT/L/432)

⁷ GPA/ACC/CHN/1

⁸ GPA/ACC/CHN/16

⁹ GPA/ACC/CHN/30

¹⁰ GPA/ACC/CHN/41

¹¹ GPA/ACC/CHN/44

¹² GPA/ACC/CHN/45